

判 決
主 文

- 1 被告Aは、原告に対し、88万円及びこれに対する令和5年10月25日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告Aは、別紙投稿動画目録記載第2及び第3の動画を削除せよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告に生じた費用の25分の1と被告Aに生じた費用の25分の2を被告Aの負担とし、その余の費用を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告Aは、原告に対し、1100万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告Aは、別紙投稿動画目録記載第1ないし第3の各動画を削除せよ。
- 3 被告Aは、別紙投稿記事目録記載の投稿を削除せよ。
- 4 被告Aは、別紙謝罪広告目録記載第1記載の謝罪広告を同第2記載の掲載要領で掲載せよ。
- 5 被告泉南市は、原告に対し、1100万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、動画サイト及びソーシャルネットワーキングサービスへの投稿、週刊誌の記事を通じた被告Aの発言により、名誉を毀損され、地域社会から排除されず平穩に企業活動をする権利を侵害されたとする原告が、①被告Aに対し、不法行為に基づき、⑦損害賠償として1100万円及びこれに対する民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払、④投稿の削除、⑨謝罪広告の掲載を求め、②被告Aが市議会議員を務める被告泉南市に対し、国家賠償法1条1項

に基づき、上記①㉔と同様の支払を請求する事案である。

- 1 前提事実（以下の事実、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者

5 ア 原告（甲 1 ～ 3）

原告は、大阪府中央区に本店を置き、各種イベントの企画・運営・実施等を目的とする株式会社であり、後記(2)の当時、泉南市内で「ミュージックサーカス」というイベントを主催するなどしていた。原告代表者は、かつて中華人民共和国（以下「中国」という。）の国籍を有していた。

10 イ 被告A

被告Aは、被告泉南市の市議会議員である。

(2) 被告Aのした（あるいはしたとされる）各発言

ア 発言①～④（甲 1 1）

15 週刊新潮令和5年2月23日号（以下「本件週刊誌」という。）における被告Aへのインタビュー記事において、被告Aがしたとして、別紙主張対照表の発言①～④欄記載の各発言（以下、同表記載の個別の発言について、同表の番号を付して「発言①」などといい、発言①～④を併せて「本件各発言」という。）が掲載された。

イ 発言⑤～⑧（甲 8 の 1 ・ 2）

20 被告Aは、令和5年8月16日、Y o u T u b e（インターネットを利用した動画共有サービス）の自身のチャンネル（以下「Aチャンネル」という。）に、「[REDACTED]」と題する動画を投稿し、同動画で、発言⑤～⑧をした。

25 ウ 発言⑨～⑯（甲 1 2 の 1 ・ 2）

被告Aは、令和5年9月13日、Aチャンネルに、「[REDACTED]

」と題する動画を投稿し、同動画で、発言⑨～⑯をした。

エ 発言⑰（甲 1 3）

5 被告Aは、令和5年9月14日、「X」（インターネットを利用してメッセージを投稿することができる情報ネットワーク）に、発言⑰の文章を投稿した。

オ 発言⑱～㉑（甲 1 4 の 1 ・ 2）

10 被告Aは、令和5年10月25日、Aチャンネルに、「」と題する動画を投稿し、同動画で、発言⑱～㉑をした。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 被告Aによる発言①～④の有無（争点1）

（原告の主張）

被告Aは、発言①～④をした。

15 （被告Aの主張）

否認する。別紙主張対照表の発言①～④に係る「被告Aの主張」「有無」欄記載のとおりである。

(2) 本件各発言による権利侵害の有無（争点2）

（原告の主張）

20 ア 名誉毀損について

被告Aは、本件各発言により、それぞれ、別紙主張対照表の「原告の主張」「摘示事実」欄記載の事実を摘示し、「原告の主張」「社会的評価の低下」欄記載のとおり、原告の社会的評価を低下させた。

イ 地域社会から排除されず平穏に企業活動をする権利の侵害について

25 被告Aは、発言①～④、⑥及び⑮により、原告に日本で企業活動を行わせても地域社会に一切利益がなく危険しかもたらさないと印象付け、原

告を排除することを広く喧伝することにより、標記原告の権利を侵害した。

(被告Aの主張)

いずれも否認しないし争う。理由は次のとおりである。

5 ア 名誉毀損について

本件各発言は、別紙主張対照表の「被告Aの主張」「摘示事実」欄記載の事実を摘示するものであり、「被告Aの主張」「社会的評価の低下」欄記載のとおり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

10 イ 地域社会から排除されず平穩に企業活動をする権利の侵害について

10 発言①～④、⑥及び⑮は、原告代表者の出自に関する発言ではない。仮に原告代表者の出自に関する発言があったとしても、原告の権利を侵害したことはないし、原告代表者の出自について否定的な評価を伴う表現を行ったことはない。さらには、上記各発言は、被告泉南市における公金の支出、被告泉南市の後援又は泉南市内で開催されたイベント
15 に関する問題提起として行われたもので、原告を泉南市から排除しようとするものではない。そのため、上記各発言は、原告の標記権利を侵害したとはいえない。

(3) 本件各発言に係る違法性阻却事由ないし故意又は過失の有無（争点3）

(被告Aの主張)

20 本件各発言は、別紙主張対照表の「被告Aの主張」「違法性阻却事由等」欄記載のとおり、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあると認められるものであり、同発言に係る事実は、真実であるか、真実と信ずるに足りる相当な理由がある。そのため、本件各発言が、仮に原告の社会的評価を低下させるものであったとしても、不法行為は成立
25 しない。

(原告の主張)

否認ないし争う。詳細は別紙主張対照表の「原告の主張」「違法性阻却事由等」欄記載のとおりである。

(4) 本件各発言は、被告泉南市の職務を行うについてされたものか（争点4）
（原告の主張）

5 被告Aは、本件週刊誌の発行出版社に対し、被告泉南市の市議会議員であることを明らかにした上で、発言①～④をした。発言⑤～⑳については、被告Aのプロフィール欄に被告泉南市の市議会議員であることが記載されている。これらの事情からすれば、本件各発言は、被告泉南市の市議会議員としての職務執行の外形を備えて行われたものであり、職務を行うについてされたものといえる。

10 （被告泉南市の主張）

否認ないし争う。本件各発言は、いずれも被告Aの泉南市議会における活動や議論内容とは関係なく個人的な意見を吐露するものであり、私人として行われたものであるから、被告泉南市の職務行為としての外形を備えたものではない。

15 (5) 本件各発言により原告に生じた損害（争点5）

（原告の主張）

20 本件各発言は、ヘイトスピーチ、人種差別に該当するものであり、再発抑止の観点、公人による政治的言論の隠れ蓑としてされた点、被告Aの発言に対して原告が政治過程において反論をできない点、原告の事業に重大な支障が生じた点、原告の構成員に与えた精神的苦痛等を考慮すると、無形損害として、1000万円の損害が生じた。その他弁護士費用として、100万円の損害が生じた。

（被告らの主張）

25 否認ないし争う。

(6) 投稿の削除及び名誉回復措置の必要性の有無（争点6）

(原告の主張)

被告Aは、本件各発言について、インターネット上でも共有しているため、半永久的かつ継続的に、広範囲にわたって、原告に対する名誉毀損状態が生じる。そのため、本件各発言について、被告Aがした投稿を削除し、名誉回復措置として、被告Aのウェブサイト等に謝罪広告を掲載させる必要がある。

(被告Aの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

以下個別に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件週刊誌の記事についての被告Aの対応（甲16、17）

被告Aは、本件週刊誌が発売された頃、自身のウェブサイト及び「X」のアカウントにおいて、本件週刊誌に自らのインタビュー記事が掲載されたことを告知した。

(2) 被告泉南市の原告に対する公金の支出（乙1、4）

被告泉南市は、以下のア～エのとおり、原告代表者が代表者を務める一般社団法人（以下「関連法人」という。）又は原告に対して補助金を交付し、原告との間で泉南ロングパークを活用したイベント等の実施についての業務委託契約を締結し、委託料を支払った。この支払額が被告泉南市における交付金事業全体決算額に占める割合は、令和2年度が30.4%、令和3年度が33.3%、令和4年度が27.5%、令和5年度が23.0%であった。

ア 令和2年度 泉州夢花火への補助金として1700万円

イ 令和3年度

（ア）泉州夢花火への補助金として1700万円

（イ）委託料として4068万7240円

ウ 令和4年度

(ア) 泉州夢花火への補助金として1700万円

(イ) 委託料として3062万2000円

エ 令和5年度 委託料として2342万9093円

(3) 原告代表者の「Facebook」における投稿（甲15）

5 原告代表者は、令和5年7月29日、ソーシャルネットワーキングサービスである「Facebook」の自らのアカウントにおいて、「SENNAN LONG PARKイベント指定管理に続き、大阪文化館とのホールイベント指定管理契約を結びましたことを発表します」と投稿した。

(4) 大阪維新の会所属の政治家の演説（乙21、22）

10 大阪府知事選挙若しくは大阪市長選挙に立候補中であった大阪維新の会所属の政治家であるCとDは、令和元年3月30日、原告がプロデュースする大阪市内のナイトクラブにおいて、演説を行った。

(5) 花火大会におけるゴミの不法投棄（乙34、35）

15 関連法人は、令和5年に泉州夢花火を主催したところ、その際に使用された土嚢が放置されるという出来事があった。調査の結果、関連法人が委託をした花火業者が土嚢を放置し、突堤に投棄していたことが判明したため、関連法人は、大阪港湾局に対し、主催者として管理・監督責任を怠ったことを謝罪する報告書兼誓約書を提出した。

2 被告Aによる発言①～④の有無（争点1）

20 前記認定事実(1)のとおり、被告Aは、自身の発言として発言①～④が掲載された本件週刊誌が発売された頃、自身のウェブサイト及び「X」のアカウントにおいてこれを紹介する一方、掲載内容が自身の発言内容とは異なる等の説明をした事実は見受けられない。

したがって、被告Aは、発言①～④をしたと認められる。

25 3 本件各発言による権利侵害の有無（争点2）

原告は、本件各発言により、㊦名誉を毀損され、㊦地域社会から排除されず

平穩に企業活動をする権利を侵害されたと主張するので、①について次の(1)～(2)で、②について次の(2)で、それぞれ判断する。

(1) 発言①

5 ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、そのことは、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかの区別に当たっても妥当する（最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。本件週刊誌の記事においてされた発言①～④については、この基準に従って判断する。なお、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とする以上、被告Aが中国に対して悪感情を抱いているか否かは、判断に影響を及ぼさない。

ア 摘示事実

15 上記基準によれば、発言①は、（i）原告が中国系企業であるとの事実を摘示し、（ii）被告泉南市が、原告に対し多額の公金を支出しているとの事実を摘示するとともに、この事実について、公金が地元に戻元されていないとの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

20 前記ア（i）の点について、「中国系企業」の意味するところは明確でないが、中国との関係性が強いことは、企業の組織や活動についての特徴を示すにとどまり、当該企業の社会的評価を左右するとはいえないし、同（ii）の点は、被告泉南市の公金の支出のあり方に向けられたものであって、原告による公金の使い方等を問題としているものではない。

25 そうすると、発言①が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(2) 発言②

ア 摘示事実

前記(1)の基準によれば、発言②は、(i) 被告泉南市が、原告がイベントを主催する泉南ロングパークに特に多額の公金を支出しているとの事実を摘示するとともに、これが不公平であるとの意見ないし論評の表明をし、(ii) 原告が、中国共産党が背後にいる中国系企業であるとの事実を摘示するとともに、(i) の点は原告への利益誘導を疑われかねず、被告泉南市は原告への公金支出に慎重を期すべきであるとの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

前記ア (i) の点は、被告泉南市の公金の支出のあり方に向けられたものであり、原告に向けられたものではない。同 (ii) の点について、他国の政党との関係性があることは、企業の組織や活動の特徴を示すにとどまり、直ちに当該企業の社会的評価につながるとはいえないし、意見ないし論評の表明の部分は、特定の企業に偏って公金の支出をするという被告泉南市における公金支出のあり方に向けられたものである。

そうすると、発言②が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(3) 発言③

ア 摘示事実

前記(1)の基準によれば、発言③は、(i) 中国系企業である原告が被告泉南市のイベントに多数関与している事実を摘示するとともに、この事実について、経済安全保障上危険であるとの意見ないし論評の表明をし、(ii) 原告が大阪維新の会と関係性が強いとの事実を摘示するとともに、原告が被告泉南市のイベントに多数関与していることに、この事実が関係しているのではないかととの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

前記ア（i）の点は、原告が被告泉南市のイベントに関与することが危険であるという印象を与えるから、発言③のうちこの部分は、原告の社会的評価を低下させると認められる。

同（ii）の点について、企業が特定の政党と関係性が強いことは、企業の組織や活動の特徴を示すにとどまり、直ちに当該企業の社会的評価につながるとはいえない。また、政党と良好な関係性を築くことによりイベントを受注しやすくすることは、企業の活動として否定的な評価を受けるものではない。そのため、発言③のうちこの部分が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(4) 発言④

ア 摘示事実

前記(1)の基準によれば、発言④は、原告の主催するイベントのスポンサーがウイグル人に強制労働をさせて生産された材料を使用している疑いのある企業であるとの事実を摘示するとともに、原告がいわくつきの企業であるのに市長が見直しを図ろうとしないとの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言④は、原告が悪い評判のある会社であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(5) 発言⑤

テレビジョン放送をされた報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきであり、テレビジョン放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である（最高裁平成15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）。動画の

視聴は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを視聴者が余儀なくされるという点で、テレビジョン放送の視聴と異なるところはないから、動画においてされた発言⑤～⑬、⑱～㉑については、上記基準に従って判断する。なお、一般の視聴者の注意と視聴の仕方を基準とする以上、被告Aが中国に対して悪感情を抱いているか否かは、判断に影響を及ぼさない。

ア 摘示事実

上記基準によれば、発言⑤は、被告泉南市が後援し、原告が主催するイベントについて、投資詐欺をしたと疑われている会社がメインスポンサーに就任している事実を摘示するものと認められる。なお、同発言中、原告の商号は出ていないが、同じ動画でされたその後の発言において原告への言及があること等からすれば、同発言は原告についてされたものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

原告が主催するイベントのスポンサーが違法行為をしたことは、原告が違法行為をしたとの印象を与えるものではないから、発言⑤が、原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(6) 発言⑥

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑥は、被告泉南市が、中国企業である原告に対し、補助金を年間約1億円支出しているとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

「中国企業」の意味するところは明確でないが、中国との関係性が強いことが企業の社会的評価を左右するとはいえず、また、補助金の支出を受けることは企業活動の成果であるから、発言⑥が原告の社会的評価を

低下させるとは認められない。

(7) 発言⑦

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑦は、(i) 原告が、被告泉南市から年間
5 数億円の公金の支出を受けている事実、(ii) 原告が、なにわ淀川花火大会
に關与している事実、(iii) 大阪維新の会所属の大阪市議会議員が法務
担当として原告の顧問を務めており、原告が顧問料として毎月数十万円
を支払っているとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

10 前記ア (i) 及び (ii) の点は、企業活動の内容を公表するものである。
同 (iii) の点について、原告が特定の政党に所属している市議会議員に
業務を担当させ、その報酬を支払っていることは非難される行為ではな
く、当該政党との間に不当な関係があるとの印象を与えるものではない。
原告は、顧問料の支払によって花火大会の開催を不当に誘致したという
15 印象を与えると主張するが、発言⑦に係る一般の視聴者がそのような理
解をするとは認め難い。

したがって、発言⑦が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(8) 発言⑧

ア 摘示事実

20 前記(5)の基準によれば、発言⑧は、原告の主催するイベントにおいて、
(i) 原告代表者が、被告Aの手を引っ張ってVIPルームまで連れて
行った事実、(ii) 大阪維新の会に所属する議員らもいる場で、原告代表
者が被告Aに対し、原告のことを非難しないでほしい、大阪維新の会所
属の市長のことは非難してもよいと述べた事実を摘示するものと認めら
25 れる。

イ 社会的評価の低下の有無

前記ア（i）の点について、原告代表者が粗暴であるとの印象を与えるとは認め難い。同（ii）の点について、原告代表者が原告のことを非難しないよう望むことは不当ではないし、他の政治家を前にして、市長のことを非難してもよいと市議会議員に対して発言することは、原告代表者の悪性格を示す内容とはいえない。

したがって、発言⑧が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(9) 発言⑨

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑨は、被告泉南市から原告に対し、毎年多額の公金の支出があるとの事実を摘示するとともに、これは公金の吸い上げであるとの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言⑨は、原告が公金を不当に得ているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(10) 発言⑩

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑩は、原告が主催するイベントに関し、（i）女子高生が、会場内において、四、五人から、性風俗業への勧誘を受けた事実、（ii）性風俗業の求人をしている会社がメインスポンサーであったとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

前記ア（i）の点について、イベント会場において特定の業種への勧誘行為があったとの事実は、イベント主催者による勧誘であるとの印象を与えるものではない。同（ii）の点について、原告が主催するイベントのスポンサーが違法行為をしたことは、原告が違法行為をしたとの印象を与えるものではない。

したがって、発言⑩が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(11) 発言⑪

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑪は、(i) 原告が2回のダンス教室を開催するために、1回当たり100万円の公金を使用した事実を摘示するとともに、原告主催のイベントが市民のためになっているか疑問である旨の意見ないし論評の表明をし、(ii) 関連法人が開催する花火大会が3年にわたり中止になったにもかかわらず、花火大会のために支出を受けた交付金を返還せず、冬の花火大会、謎解きイベント等の事業に使用している事実を摘示するとともに、有益な代替事業に使用していないとの意見ないし論評の表明をし、(iii) 交付金を使用して作成された花火大会のウェブサイトにおいて、原告が自社の宣伝をしている事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言⑪は、原告が、交付を受けた公金を適切に使用していないとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(12) 発言⑫

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑫は、原告代表者が、自身のSNSにおいて、原告が被告泉南市及び大阪市との間で指定管理者制度に基づく契約を締結したという事実と異なる投稿をした事実を摘示するとともに、このような会社はよくない会社であるという意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言⑫は、原告代表者が原告の業績として虚偽の事実を公表しているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(13) 発言⑬

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑬は、原告が主催するイベントにおいて、
V I P席に招待された女性が勝手に高額な酒類を注文し、会計が100
5 万円を超えるという出来事があったとの事実を摘示するものと認められ
る。

イ 社会的評価の低下の有無

発言⑬は、原告が主催するイベントにおいて、参加者の女性が問題行動
を起こしたことを示すにとどまるから、原告の社会的評価を低下させる
10 とは認められない。原告は、当該女性を利用して原告が法外な料金を請
求したとの印象を与えると主張するが、発言⑬からそのような印象を導
くことは困難である。

(14) 発言⑭

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑭は、原告と大阪維新の会とつながりがあ
15 るとの事実を摘示するとともに、そのつながりに不可解な点が多くある
との意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言⑭は、原告と特定の政党とのつながりに疑わしい部分が多いとの印
20 象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(15) 発言⑮

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑮は、原告が中国企業であるとの事実を摘
示するとともに、被告泉南市が原告に公金を支出してイベントを開催し
25 て盛り上げる必要は現在ないとの意見ないし論評の表明をするものと認
められる。

イ 社会的評価の低下の有無

中国企業であることは、当該企業の社会的評価を低下させるものではなく、意見ないし論評の表明の部分は、被告泉南市の公金の支出やイベント活動の在り方に向けられたものである。

5 したがって、発言⑮が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(16) 発言⑯

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑯は、(i) 原告に公金を支出してイベントを開催させても、泉南市内の事業者が関与せず、客もそれほど来ない
10 との事実を摘示するとともに、泉南市内の経済が潤わないイベントを続ける意味がないとの意見ないし論評の表明をし、(ii) 泉南市におけるイベントが、原告の事業の中で相当割合になっており、原告の収益事業となっているとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

15 発言⑯は、被告泉南市による公金支出やイベント活動の在り方について
の問題提起であるし、原告が泉南市においてイベントを開催することは
企業活動の成果であるから、原告の社会的評価を低下させるとは認め
られない。

(17) 発言⑰

20 発言⑰は、文章の投稿によりされたものであるから、前記(1)の基準に従って判断する。

ア 摘示事実

前記(1)の基準によれば、発言⑰は、原告に対し、4年間で1億4000
25 万円の税金が支出されてイベントが開催されているとの事実を摘示する
ものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

原告が自らの開催するイベント事業について公金の支出を受けることは、企業活動の成果であるから、発言⑰が原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

(18) 発言⑱

5

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑱は、原告が、その主催する花火大会において、「B事件」を起こした2週間後に、ゴミの不法投棄をするという事件を起こしたとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

10

発言⑱は、原告が短期間のうちに二度も事件を引き起こす会社であり、違法行為をしているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(19) 発言⑲

ア 摘示事実

15

前記(5)の基準によれば、発言⑲は、花火大会における不法投棄について、通報するかどうかを市民が迷ったとの事実を摘示するとともに、原告が怖い会社であるとの意見ないし論評の表明をするものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

20

前記アの事実は、市民が通報を迷った理由が原告にあるとの印象を与えるものではないから、発言⑲のうちこの部分は、原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

前記アの意見ないし論評は、原告が問題のある会社であるとの印象を与えるから、発言⑲のうちこの部分は、原告の社会的評価を低下させると認められる。

25

(20) 発言⑳

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言⑳は、港湾局が、原告に対し、投棄された土嚢等を撤去しない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で刑事告発をする可能性があるほか、海岸法上、管理に支障があるという判断となって今後海岸使用の許可をしないことがあり得ること、撤去した場合には顛末書や誓約書の提出で終了することを告げた事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

発言㉔は、不法投棄について、原告が行政庁から指導を受けているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(21) 発言㉕

ア 摘示事実

前記(5)の基準によれば、発言㉕は、(i) 原告に多額の公金の支出がされているとの事実、(ii) 「B事件」に続き、原告が開催するイベントにおいて未成年に対する性風俗業への勧誘が行われるなど、原告が問題のある企業であることは、行政庁も含めた共通認識であるとの事実を摘示するものと認められる。

イ 社会的評価の低下の有無

前記ア(i)の点は、原告の企業活動の成果であるから、発言㉕のうちこの部分は、原告の社会的評価を低下させるものではない。

同(ii)の点は、原告が問題のある企業であることが公的に認識されているとの印象を与えるから、発言㉕のうちこの部分は、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(22) 地域社会から排除されず平穩に企業活動をする権利の侵害の有無

原告は、発言①～④、⑥及び㉑が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たり、標記権利を侵害すると主張するので検討する。

同法は、本邦の域外にある国等の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者等を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的とし（前文）、2条において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を、「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど……本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義している。

そうしたところ、上記各発言は原告に対する公金の支出の妥当性について述べるものであり、原告やその構成員に対する危害の告知や侮辱をするものではないし、原告が泉南市を含む地域社会において活動することを問題とするものでもない。そうすると、上記各発言は、同法2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるとはいえないし、同法の目的に照らしても、原告の地域社会から排除されず平穩に企業活動をする権利を侵害するとは認められない。

4 本件各発言に係る違法性阻却事由ないし故意又は過失の有無（争点3）

事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提と

している事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁平成元年１２月２１日第一小法
5 廷判決・民集４３巻１２号２２５２頁、最高裁平成９年９月９日第三小法廷判決・民集５１巻８号３８０４頁参照）。以下、この基準に従って判断する。

(1) 発言③について

発言③のうち、前記３(3)ア（i）の部分は、被告泉南市の行為による経済
10 安全保障上の問題について論じるものであり、被告泉南市の行為について情報提供をし、問題提起をするものといえるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言③のうち、経済安全保障上危険との部分は、中国系企業である原告が被告泉南市のイベントを多く開催しているという事実を基礎とする意見ない
15 し論評の表明であるところ、被告Aが、原告を中国系企業であると判断した根拠は、㊦原告が大阪春節祭の協賛を毎年していること、㊧原告が中国にいくつかの子会社を有していることである（乙３７）。しかし、被告Aが、中国系企業に被告泉南市のイベントを主催させることが経済安全保障上危険であるとする根拠は、中国の国家情報法（乙５）であるところ（被告A本人）、
20 上記㊦、㊧の事実は、原告が同法の適用を受ける企業であることを示す事情とはいえない。そうすると、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったとはいえず、被告Aにおいて上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があったとも認められない。

したがって、違法性阻却事由があるとは認められず、故意又は過失も否定
25 されない。

(2) 発言④について

発言④は、本件週刊誌の前後の内容を踏まえれば、被告泉南市の原告への
公金支出の妥当性について論じているものと認められるから、公共の利害に
関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認めら
れる。

発言④のうち、いわくつきとの部分は、意見ないし論評の表明であるところ、その基礎とする事実、本件週刊誌における直前の記載を併せて読めば、
⑦原告の警備員らがナイトクラブで客を暴行死させる事件が発生したこと、
①原告が主催するイベントのスポンサーが訴訟を次々と起こされている投資
会社であること、⑨原告の主催するイベントのスポンサーがウイグル人に強
制労働をさせて生産された材料を使用している疑いのある企業であること
である。そうしたところ、⑦については、原告の子会社である警備会社の従業員が、クラブでの勤務中に、客に暴行を加えて死亡させた事件があったことが認められる（乙17、18、弁論の全趣旨）。①については、同スポンサーについて、出資金の返還に応じないため投資家とトラブルになり、複数の訴訟提起があったことが認められる（乙28、29）。⑨については、そのような疑いが持たれている事実が認められる（乙16、24、26、27）。
そうすると、発言④は、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったいえるし、「いわくつき」という表現について、意見ないし論評としての域を逸脱したものということとはできない。

したがって、違法性阻却事由があると認められる。

(3) 発言⑨について

発言⑨は、被告泉南市の原告への公金支出の妥当性について論じているものと認められるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言⑨のうち、原告が公金を吸い上げているとの部分は、意見ないし論評の表明であるところ、その基礎とする事実、被告泉南市から原告に対し、毎年多額の公金の支出があるとの事実である。そうしたところ、前記認定事実(2)のとおり、被告泉南市は、原告ないし関連法人に対し、数年にわたって補助金の交付や委託料の支払をしており、毎年の支払額は1700万円～5700万円超であったから、上記意見ないし論評の前提としている事実は、重要な部分について真実であることの証明があったといえる。また、「公金チューチュー」という表現について、意見ないし論評としての域を逸脱したものということとはできない。

したがって、違法性阻却事由があると認められる。

(4) 発言⑩について

発言⑩は、被告泉南市が原告ないし関連法人に支出した公金の使途について疑義を述べるものであるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言⑩のうち、(i) 原告主催のイベントが市民のためになっているか疑問である旨の意見ないし論評の表明は、原告が2回のダンス教室を開催するために、1回当たり100万円の公金を使用した事実を基礎とするところ、原告は、この事実を争っていない。また、意見ないし論評としての域を逸脱した表現は見当たらない。発言⑩のうち、(ii) 花火大会のために支出を受けた公金を有益な代替事業に使用していないとの意見ないし論評の表明は、この公金が冬の花火大会や謎解きイベントに使用された事実を基礎とするところ、原告は、この事実を争っていない。また、意見ないし論評としての域を逸脱した表現は見当たらない。発言⑩のうち (iii) 交付金を使用して作成された花火大会のウェブサイトにおいて、原告が自社の宣伝をしている事実について、原告は、この事実を争っていない。

したがって、違法性阻却事由があると認められる。

(5) 発言⑫について

発言⑫は、地方公共団体との間で指定管理者制度に基づく契約をしたとのソーシャルネットワーキングサービスにおける投稿について、その真偽を問題とするものであるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言⑫は、原告代表者による投稿について、指定管理者（地方自治法244条の2第3項）になったとの内容であることを前提として、事実と異なる内容であるとの事実を摘示するものである。しかし、前記認定事実(3)のとおり、上記原告代表者による投稿は、指定管理契約を締結したとの内容であるから、上記摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったとはいえない。また、被告Aは、指定管理者と指定管理契約の意味内容を取り違えていたと述べているから（乙37）、上記摘示された事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があったとは認められない。

したがって、違法性阻却事由があるとは認められず、故意又は過失も否定されない。

(6) 発言⑭について

発言⑭は、特定の政党と企業との関係性に関する事項であり、政治的な事項であるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言⑭のうち、不可解との部分は、意見ないし論評の表明であるところ、その基礎とする事実、発言⑭の前後の発言を踏まえると、⑦原告と大阪維新の会とは仲が良く、大阪維新の会所属のDが、ピカデリーでタウンミーティングをしていたこと、④大阪維新の会に所属するCとDが、クラブを回って選挙活動をしていること、⑨大阪維新の会に所属する大阪市議が、原告の顧問になっていることであると認められる。そうしたところ、⑦については、大阪維新の会のタウンミーティングと、原告の設立10周年特別記念公演が、

梅田ピカデリーにおいて同時に（第一部、第二部として）開催され、原告代表者を含む原告の役員とDらが並んで記念写真を撮影している事実が認められる（乙12、14、23）。④については、前記認定事実(4)のとおり的事实があった。⑤について、原告は、この事実を争っていない。そうすると、
5 発言⑭は、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったといえるし、意見ないし論評としての域を逸脱したものということとはできない。

したがって、違法性阻却事由があると認められる。

(7) 発言⑮について

10 発言⑮は、被告泉南市が公金を支出することにより開催されたイベントで発生した事件についてのものであり、公金支出の妥当性にも関連する事項であるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

前記認定事実(5)のとおり、関連法人が主催するイベントにおいて、委託先
15 の業者による不法投棄がされた事実があったが、原告が不法投棄を行った事実は認められない。被告Aは、原告が監視監督を怠ったために上記不法投棄が生じたから、原告が消極的に不法投棄を引き起こした旨主張するが、前記認定事実(5)の事実をそのように評価することは困難である。そうすると、発言⑮で摘示された事実は、その重要な部分について真実であることの証明が
20 あったとはいえず、被告Aにおいて、上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があるとも認められない。

したがって、違法性阻却事由があるとは認められず、故意又は過失も否定されない。

(8) 発言⑯について

25 発言⑯のうち意見ないし論評の表明である部分は、原告は怖い会社であるという点であるが、その前後の発言をみても、その基礎となる事実は示され

ていない。発言⑱は、花火大会における不法投棄について論じる中でされているところ、原告が怖い会社であるという点は、不法投棄とは無関係に、根拠や事実の摘示なく被告Aの原告に対する否定的な評価を述べるものであり、根拠なく他者の社会的評価を低下させることは表現の自由として尊重されるべきものではない。

したがって、違法性阻却事由があるとは認められない。

(9) 発言⑳について

発言⑳は、ゴミの不法投棄への対応に関するものであるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

発言⑳が摘示する事実、原告が、港湾局から、花火大会における不法投棄について指導を受けたとの内容であるところ、原告は、同花火大会の主催者ではなく、前記認定事実(5)のとおり、不法投棄に関して大阪港湾局に報告書兼誓約書を提出したのは、関連法人であるから、上記摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったとはいえない。しかし、被告Aは、発言⑳に先立ち、同花火大会の主催者は関連法人であるが、実質原告と同じであると述べているところ、関連法人は、原告代表者が代表者を務め、原告の前本店所在地を主たる事務所としているし（甲3、乙35）、原告は、同花火大会を自身のイベントと捉えており（甲2、乙17）、不法投棄された土嚢の確認にも関与している（乙35）。そうすると、被告Aにおいて、上記摘示された事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があると認められる。

したがって、被告Aの故意又は過失は否定される。

(10) 発言㉑について

発言㉑は、被告泉南市からの公金の支出を受けて行われた事業を主催する原告について、企業としての問題性を指摘するものであるから、公共の利害

に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる。

5 発言②が摘示する事実、⑦原告が主催するイベントにおいて、「B事件」と通称される事件が起きたこと、④原告が主催するイベントにおいて、未成年者に対する性風俗業への勧誘が行われたこと、⑤原告が問題のある企業であることを行政庁も認識していることである。そうしたところ、⑦については、原告が主催するイベントにおいて、B氏に対する不同意わいせつ被疑事件が発生した事実が認められる（乙36）。④については、原告主催のイベントにおいて未成年に対する性風俗業への勧誘があったとの苦情があった事実が認められる（乙19）。⑤については、泉南市長が、泉南市議会の定例会において、原告が主催するイベントについて、演出内容、スポンサー等が後援申請時の内容と相違していたことや、ふさわしくない内容があったことなどを踏まえて、これからは後援名義の使用を認めない方針であると答弁した事実が認められる（乙33）。そうすると、発言②で摘示された事実は、その重要な部分について真実であったことの証明があったといえる。

したがって、違法性阻却事由があると認められる。

5 争点1～3のまとめ

以上より、本件各発言のうち、発言③、⑫、⑬、⑭については、名誉毀損による不法行為が成立する。

20 6 本件各発言は、被告泉南市の職務を行うについてされたものか（争点4）

原告は、発言③、⑫、⑬、⑭に際し、被告Aが被告泉南市の市議会議員であることを明らかにしていたことをもって、上記各発言が、被告泉南市の市議会議員としての職務執行の外形を備えていたと主張する。しかし、発言に際し自身の職業を紹介していたことをもって、直ちに職務執行の外形を備えていることにはならないところ、上記各発言は、週刊誌に掲載されたインタビュー記事、動画サイトの自身のチャンネルに投稿した動画においてされており、私的な政

治的宣伝活動と判断されるから、客観的に被告泉南市の職務執行の外形を備えているとはいえない。

したがって、本件各発言は、被告泉南市の職務を行うについてされたものとはいえないから、被告泉南市に対する請求は理由がない。

5 7 本件各発言により原告に生じた損害（争点5）

前記5のとおり、発言③、⑫、⑬、⑭については、名誉毀損の不法行為が成立する。被告Aは被告泉南市の市議会議員であるし、全国的に販売される著名な雑誌である本件週刊誌にインタビュー記事が掲載される存在であることを踏まえると、上記各発言は、実際に多数の者に認識されたと判断される。一方で、
10 上記各発言は、その多くが被告泉南市による原告への公金支出の妥当性について論じる中でされたものであり、前記3(2)のとおり、本邦外出身者に対する不当な差別言動であるとは認められない。

これらの事情を総合的に考慮し、被告Aの名誉毀損行為により原告に生じた無形損害を、80万円と認める。そして、事案の難易、請求額、認容された額、
15 その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用として8万円を認める。したがって、原告に生じた損害は88万円と認められる。

上記無形損害は、複数回にわたる被告Aの名誉毀損行為の全体から発生したものであるから、遅延損害金の起算日は、最後の名誉毀損行為がされ損害額が確定した令和5年10月25日と認める。

20 8 投稿の削除及び名誉回復措置の必要性の有無（争点6）

(1) 投稿の削除について

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法710条）又は名誉回復のための処分（同法723条）を求めることができるほか、人格権
25 としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めること

ができる（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁）。

発言⑫、⑬、⑭は、動画サイトに投稿された動画においてされたものである。同動画が視聴できる状態にある限り、原告の名誉が毀損されている状態が継続することになるから、原告は、被告Aに対し、これを排除するため、別紙投稿動画目録記載第2及び第3の動画を削除求めることができる。

(2) 謝罪広告について

前記7のとおり、発言③、⑫、⑬、⑭について、損害賠償請求が認められ、前記(1)のとおり、発言⑫、⑬、⑭について、動画の削除請求が認められることを踏まえれば、名誉回復措置請求が認められなければ原告の救済が不十分であるとはいえないから、謝罪広告を命じる必要性は認められない。

第4 結語

以上によれば、原告の請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があるからこれらを認容し、その余は棄却することとし、主文第2項に係る仮執行宣言は、相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官 達 野 ゆ き

裁判官 近 藤 友 貴

裁判官古賀英武は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

達

野

ゆ

き

5

10

15

20

25

(別紙投稿動画目録 掲載省略)

(別紙投稿記事目録 掲載省略)

(別紙謝罪広告目録 掲載省略)

令和6年（ワ）第975号 損害賠償請求事件		
発言①		
①「私が問題視しているのは、“E”という中国系企業です。」 ②「しかし、いまとなっては逆に多額の公金が注ぎ込まれているのです。しかも、地元に戻元されず、中国系企業に“ダダ漏れ”しているに過ぎません。」		
	原告の主張	被告Aの主張
有無		②そもそも、被告Aは「ダダ洩れ」という発言をしていない。
摘示事実	①原告が中国にルーツがある企業であるとの事実 ②中国にルーツのある原告に公金が支出されることにより、税金が泉南市のために使われず、無駄遣いされているとの事実	①原告が中国系企業であるとの事実 ②泉南市が原告に対し多額の公金を支出しているという事実
社会的評価の低下	泉南市のために還元されるべき税金が、原告の関与によって、泉南市のためには使われず、無駄に使われているとの印象を与えるものであって、原告の社会的評価を低下させる。	①中国系企業という評価自体、特に原告の社会的評価を低下させる性質のものとはいえない。 ②泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。
違法性阻却事由等	被告Aは、原告のみを取り上げ、扇動的なレッテル貼りを行い、原告を被告泉南市の事業から排除、追放することを企図していることは明らかであるから、公益目的はない。 泉南市の企業に税金が使われていない限り、泉南市のために税金が使われていないというのは関連性はなく、真実性、真実相当性も認められない。	私企業の公金の支出の問題であり、公共の利害に関する事実にかかる問題であり、かつ、専ら公益を図る目的で行われたものである。そして、①については原告の役員内訳（乙12）、原告の事業（乙13）等からすれば、真実性、真実相当性が認められる。②については、被告泉南市による地方創生推進交付金のうち、相当な割合が原告に支出されていること、原告が被告泉南市に所在する法人ではないこと、地方創生推進交付金の趣旨が地方創生に役立つ人材の育成であることからすれば、発言①の重要な部分について真実性、真実相当性が認められる。

①「ほかにも公共施設はあるのに、E社がイベントを取り仕切る泉南ロングパークばかりに公金が投入されるのは著しく不公平です。」
 ②「E社への利益誘導を疑われても仕方がないことに加え、中国共産党がバックの中国系企業への公金支出に行政機関は慎重を期すべきだと訴えました。」

	原告の主張	被告Aの主張
有無		②そもそも、被告Aは「中国共産党がバックの中国系企業」という発言をしていない。
摘示事実	①泉南市の公金が、原告が運営するイベントばかりに使われている事実 ②原告が中国共産党が支援する企業である事実	①泉南市の公金が原告に対して大量に支出されている事実 ②原告が、中国共産党がバックの中国系企業である事実
社会的評価の低下	原告が、中国共産党から支援ないし保護を受ける危険な中国系企業であり、泉南市との間で、不健全な態様で、地域活性化事業に関する契約を締結し、泉南市から支出された公金が泉南市のために使われず国外に流出するとの印象を与えるものであるから、社会的評価を低下させる。 また、被告Aの発言は、原告が中国共産党の影響下にあり、原告が泉南市のイベントを取り仕切ることは日本にとって危険な行為であるとの印象を与えるもので原告の社会的評価を低下させる。	①泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。 ②中国共産党がバックの中国系企業という表現自体をもって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、人の社会的評価を低下させるものとはいえない。
違法性阻却事由等	発言①と同様、公益目的があるとはいえない。 また、被告Aが主張する、原告が中国系企業であることについての真実性、真実相当性は認められない。さらに、原告と泉南市との契約が不健全であることについての裏付けはない。中国企業と国家情報法との関係についても国会議員のコラムや質問事項に過ぎず、公式な見解でもないことからすれば、真実相当性が認められるものではない。	泉南市が多額の公金を原告に支払っていることは乙1から、泉南ロングパークでのイベントを何度も行なっていることは原告ホームページ(乙25)から明らかであり、公金支出の割合(乙1)を考えても、①について、真実相当性は認められる。 ②について、中華人民共和国(以下「中国」という。)において施行されている「国家情報法」(乙5)によれば、中国系企業が中国共産党からの指示で、その情報活動等に協力することを義務づけられる可能性があること(乙5から7)、原告の役員構成、原告が行った事業からすれば、被告Aが同発言にかかる事実を真実と疑うに足る相当な理由がある。

- ①「しかし、メガソーラーや港湾という公共事業に中国系企業をかかわらせるのは経済安保上、危険な行為に他なりません。泉南市のイベントを牛耳らせるのも同様なはずです。」
 ②「その背景にはやはり、E社が以前から維新と浅からぬ縁を持つことが関係しているのではないのでしょうか。」

	原告の主張	被告Aの主張
有無		被告Aは「牛耳らせる」という発言をしていない。
摘示事実	①④公共事業に中国系企業が関与することは経済安保上危険な行為であるという事実、⑥中国に本社を有する企業が泉南市のイベントを独占しているという事実 ②原告が大阪維新の会と深い関係を有するという事実	①公共事業に中国系企業をかかわらせるのは経済安保上、危険な行為であり、泉南市のイベントにもその趣旨は妥当するという事実 ②原告が、大阪維新の会と何らかの関係性を有しているという事実
社会的評価の低下	①④中国系企業が公共事業に関与することが危険であるとの印象を与えるとともに、発言②②の「利益誘導」という表現も併せると、原告が大阪維新の会と深い関係を持っており、泉南市のイベントを不当に独占している又は便宜供与を受けているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。 ①⑥中国系企業に泉南市のイベントを仕切らせるのは危険な行為であるとの印象を与え、発言③が記載されている記事では、原告のことを中国系企業と指していることから、原告が泉南市のイベントを仕切るのは危険であるとの印象を与え、社会的評価を低下させる。 ②原告が泉南市のイベントを独占している背景に、大阪維新の会から便宜供与を受けているという事情があるとの印象を与え、原告と大阪維新の会が不健全な関係にあるとの印象を与えるから、社会的評価を低下させる。	①原告について言及したのではなく、経済安全保障の観点から、公共事業等を中国系企業に関わらせるのは危険との論評を述べているだけであり、そのような意見が社会的評価を低下させるとはいえない。 ②原告が、特定の国政政党と良好な関係性にあるという印象を与えるにすぎず、原告の社会的評価を低下させるものではない。
違法性阻却事由等	公益目的がないことは発言①と同様である。 原告は中国人が経営しているものでも中国に本社があるものでもないから中国系企業ではなく、そのことはホームページ等からも明らかであるから、真実性、真実相当性は認められない。また、大阪維新の会との関係についても、被告A提出の各証拠はいずれも大阪維新の会との関係性を示すものではなく、真実性、真実相当性があるとは言えない。	①公共性、公益性に関する主張は発言①と同様である。泉南市による地方創生推進交付金のうち相当な割合が原告に支出されていることからすれば、発言のうち、重要な部分について真実性、真実相当性が認められる。また、一般的にインフラに関する事業については、外国からの影響を受ける可能性のある主体に委ねることの方が相対的に支障が発生する可能性が高く、その点でも真実相当性が認められる。 ②乙14の存在、大阪維新の会のタウンミーティングが、原告の設立10周年特別記念講演と同日、同場所で開催されており(乙23)、大阪維新の会の議員または議員候補者による選挙演説が原告運営施設において行われていた(乙21、22)ことからすれば、発言の重要な部分について、真実または真実相当性がある。

「ほかに、ウイグル人の強制労働で生産された“新疆綿”の使用が疑われる中国ファッションブランド“H社”もスポンサーでした。E社はいわくつきの中国系企業なのに、昨年4月に当選した維新のF市長は見直しを図ろうとしないのです」

	原告の主張	被告Aの主張
有無		被告Aは、「いわくつき」という発言をしていない。
摘示事実	ウイグル人の強制労働が行われているとされる会社が、原告の運営するイベントのスポンサーであるという事実	原告が主催するイベントのスポンサーに人権侵害(ウイグル人の強制労働)の疑いがあるとの事実
社会的評価の低下	「いわくつき」とは、よくない前歴などがあることを意味するから、原告が反社会的な企業であるとの印象を与え、社会的評価を低下させる。 また、発言④が記載された記事全体を踏まえれば、原告が、人を死亡させる事件を起こしたり、G合同会社による詐欺やH社による強制労働に原告が直接関与ないし、それらの事実を知った上でG合同会社やH社をスポンサーに起用するような反社会的企業であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	イベントの主催者とスポンサーは別人格であり、スポンサーであることをもって、イベントの主催者と同じであるとは見做されたり、主催者の意思決定を拘束するような関係性までが基礎づけられることはない。H社に関する事実の摘示をもって、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
違法性阻却事由等	公益目的がないことは発言①と同様である。 H社が原告主催のイベントのスポンサーであったことは事実だが、被告Aが根拠とする資料(乙16)は発言④より後のものであるから、根拠とはなり得ない。風俗勧誘の点については証拠がない。 「株式会社J」が関わる事件(乙18)については酔って暴れる客を短時間押さえつけたことにより意図せず死亡してしまった傷害致死事件であり、殺人事件とは異なる。 以上のように真実性、真実相当性は認められない。	H社が新疆ウイグル自治区の住民を強制的に労働させているという報道機関による報道(乙24、26、27)は各種されており、重要な部分で真実または真実相当性がある。 「いわくつき」という点については、原告子会社である「株式会社J」の社員2名が第三者に暴行を加えて死亡させたという事件報道があったこと(乙18)、原告主催の泉南市でのイベントにおいて、未成年に対する風俗店への勧誘があった疑いがあること、原告主催の泉南市のイベントにおいて不法投棄事件が発生したとの報道があったこと(乙19)からすれば、重要な部分について真実または真実相当性がある。

- ①「昨年度のミュージックサーカスではスポンサーにですね、メインスポンサーとしてG合同会社という、えー投資の詐欺会社としてかなり何百人の人数から訴えられてるですね、投資の詐欺会社G合同会社がメインスポンサーについておりました。」
- ②「泉南市が後援してるんやったらまともなイベントじゃないのかなとかね行政がついてるっていうイメージを与えてしまうと思うんですね。にも関わらずこういったね、投資の詐欺が疑われてる会社がメインについてたりとかね」

	原告の主張	被告Aの主張
摘 示 事 実	詐欺で訴えられていたG合同会社が、原告が令和4年に開催したミュージックサーカスという音楽イベントのメインスポンサーになっているという事実	原告の主催するイベントのメインスポンサーが投資の詐欺会社であるという事実
社 会 的 評 価 の 低 下	被告Aの発言を全体を見れば、原告主催のミュージックサーカスに関する発言であることは明らかである。原告が投資詐欺の疑いがある会社から支援を受け、犯罪資金によって事業を営んでいるという印象を与えるから、社会的評価を低下させる。	原告に関する直接の言及はないほか、その後の投稿を見ても、そのような会社に関わっているイベントに泉南市が公金を支出すると、当該会社に行政がついているという誤ったイメージを植え付けてしまうということを懸念するものである。 イベントの主催者とスポンサーは別人格であり、スポンサーであることをもって、イベントの主催者と同一体であると見做されたり、主催者の意思決定を拘束するような関係性までを基礎づけることはない。G合同会社に関する事実の摘示をもって、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
違 法 性 阻 却 事 由 等	発言①同様、公益目的は認められない。 イベント開催当時は特段G合同会社が問題になっていただけではなく、令和4年時点において詐欺で訴えられているG合同会社が原告主催のイベントのメインスポンサーとなっている事実についての真実性、真実相当性は認められない。	多数の被害者がいる可能性のある投資詐欺という犯罪をした疑いのある会社のあり方を問題にしており、さらに、泉南市の公金を支出しているイベントのスポンサー企業のあり方を問題にしており、公共性、公益性が認められる。 G合同会社に対する提訴等の報道内容（乙28、29）からすれば、真実もしくは真実相当性が認められる。

「Eですね、これに泉南市が公金をね、年間で約1億ほど支出していると国のお金ですね、国の補助金です。皆さんの払った税金がですね中国企業に流れているっていう点について私は以前からずっと指摘をしているんですけども。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が中国企業であり、税金が中国企業に流れているという事実	泉南市が、原告に対して多額の公金を支出しているという事実
社会的評価の低下	原告が関与する事業では税金が地元（日本）のために使われず、国外（中国）に不法に流出するという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	中国系企業、中国企業との表現自体をもって一般的に社会的評価が低下するものではない。 泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。
違法性阻却事由等	公益目的がないことは発言①と同様である。 原告が中国企業であることについての真実性、真実相当性も認められない。	原告のグループにおける役員の構成、原告の業務状況等からすれば、原告が国家情報法の適用を受ける中国企業と評価することについて、少なくとも真実相当性が認められる。 また、公金の原資が税金であることについては乙2、30から基礎付けられる。

- ①「でまたですね泉南市で公金を使って結構ね年間何億も入ってきてこう味を占めたのかどうかはわからないんですけどもほかの自治体にもどんどん飛び火してまして現在えーこの間ありました淀川の花火大会ですね淀川の花火大会においてもですねなんとEが関わっていてVIP席とかかな、でなんかEが関与しております。」
- ②「Eの法務を現在やってるのが大阪市議会議員のI議員っていう方ですね。この方も大阪維新の会ですね。この方がですね、毎月ですね、顧問料として何十万かEからも貰ってるっていう、これも週刊文春、新潮に書いております」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	なにわ淀川花火大会の開催に関わっている原告が、大阪維新の会所属の大阪市議会議員に対し、毎月数十万円の顧問料を支払っている事実	①なにわ淀川花火大会に原告が関与しているという事実 ②大阪維新の会の市議会議員が原告の顧問をしているという事実
社会的評価の低下	原告が、大阪維新の会と深い関係にあり、大阪維新の会所属の大阪市議会議員と顧問契約を締結し、毎月高額な顧問料を支払うことによって、花火大会の開催を不当に誘致したという印象を与え、泉南市のみならず、大阪市でも、大阪維新の会から便宜供与を受けているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	①なにわ淀川花火大会自体に社会的評価を低下させるような事情や印象がない以上、同大会に原告が関わっているという事実が社会的評価を低下させることはない。 ②大阪維新の会が原告のために不当な権力を行使し、原告に対し便宜供与をしているとの印象を与える余地はない。原告と特定の政党との関係について、抽象的に関係性があると表現したことで、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。
違法性阻却事由等	乙31、32のいずれを見ても原告がなにわ淀川花火大会に関与していることは言及されておらず、被告Aにおいて十分な調査が行われたものとはいえず、真実相当性は認められない。	①発言全体を見れば、原告が泉南市の花火のイベントに関わっており、それに際して原告に泉南市の公金が支出されているということを指摘するものであり、公共性、公益性は認められる。新聞記事(乙31)や原告代表取締役のSNSへの投稿(乙32)からすれば、原告がなにわ淀川花火大会に関わっているという認識を有したことについて真実相当性が認められる。 ②週刊新潮の記事(甲11)の記載から真実相当性は認められる。

「昨年はですね、私も参加したんですね。いきなり私ね、あの一会長に、Eの会長に見つけられて、私がE叩いてるの知ってるから、Eの会長も私の手掴んでぐいーっとですね、あのVIPルームにまで連れて行かれて、そしたらいっぱいあの維新の国会議員とかあの首長とかなんか何人かおったり、自民党の議員もおったんですけど、そこには。こんな感じでそこに連れてかれてなんかEのこと叩かないでって言われて、あの維新の市長のことは叩いてもいいけどってなんか言われたりしてですね」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告代表者が、被告Aが原告を批判していることを知って、被告Aの手を掴んでVIPルームまで連れて行き、原告を批判しないでほしい、泉南市長を批判していいことを告げたという事実	④原告代表者が、被告Aの手をつかんでVIPルームに連れて行った事実 ⑤原告代表者が、被告Aに対し、原告のことを叩くな、市長のことは叩いていいと発言した事実
社会的評価の低下	原告代表者が粗暴で、自己保身のために他者を批判するように仕向ける他責思考の人間であり、そのような性格である人物が、原告の代表取締役を務めているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。 対象が政治家であっても、他者を批判してもよいと申し向ける人物であることは本人の性格、人となりに関する事項であり、会社代表者として会社の名誉・信用を落とすものである。	④原告代表者が被告Aの手をつかんだこと自体直ちに刑事罰の対象となるわけではなく、原告代表者が被告Aに対して暴力をふるったという印象を与えるとは想定し難く、原告の社会的評価を低下させるとはいえない。 ⑤原告代表者の立場として、原告に対する否定的な発言を抑えるよう求めることは当然であり、原告代表者が、原告の利益を守るために、他に批判すべき人間がいると思うと述べることは、単なる意見の表明であって、これによって原告代表者の人格が貶められるというようなものではない。⑥の事実は原告社会的評価を低下させるようなものではない。
違法性阻却事由等	一私企業の代表者の言動であり、公益目的はない。 原告代表者はミュージックサーカスの会場で被告Aに会っておらず、被告Aが主張する会話はしていないから、真実性、真実相当性は認められない。	被告A自身が体験したことであり、真実性もしくは真実相当性が認められる。

「まあ皆さん気になってるのが公金チューチュー問題ですよ。Eが泉南市の、から国の公金をね、かなりの額、毎年毎年出ると、支出されてるということで」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が泉南市から公金を吸い上げているという事実	泉南市が、原告の主催するイベントに対し多額の公金を支出しているという事実
社会的評価の低下	「公金チューチュー」という表現は、個人や団体が、公共団体の公金を不当に搾取して浪費するという意味であるから、原告が泉南市の公金を不当に取得、浪費し、泉南市を食い物にしているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。 また、原告が不当に泉南市から公金を詐取しているなどの事実を摘示しているものではなく、その点でも社会的評価を低下させない。
違法性阻却事由等	被告Aは公金の支出すべてを点検するものではなく、ことさら原告のみを取り上げ、狙い撃ちにする目的で発言しているから、公益目的がない。 公金の支出が不当であることについての裏付けはなく、真実性、真実相当性もない。	公共性、公益目的はある。 「公金チューチュー」とは論評であるところ、その基礎となる事実については、泉南市が原告に対して多額の公金を支出しているとの事実であり、乙1等からこの事実が認められるから、真実性若しくは真実相当性が認められる。

発言⑩

「実はミュージックサーカスにお子様を行かしていた親御さんから私の方にあのYouTube出した後に連絡がありました。B事件の後ですね。何の連絡かって言ったら自分の娘さんかな、自分の女子高校生の娘さんの娘さんが何人かで、こうミュージックサーカスに遊び行った時に4、5人から風俗勧誘をされたという連絡でした。ミュージックサーカスの会場内で4、5名から風俗勧誘をされたとで、あの「バーニラバーニラ高収入」のね、人たち、人たちというか、M求人もガッツリとメインスポンサーみたいな感じやったんで、そのスカウトの人が紛れ込んでやってたのかよくわかんないですけども。まあどっちにしろね、スカウト行為はアウトやし、しかもまあ未成年女子高生を勧誘してた、しかも1人じゃなくて4、5人から声かけられたって相当やと思うんですよ。1日のうちに4、5人からその風俗勧誘されることってなかなかないと思うんですけども。JKたちがそういった被害にあっていたということで親御さんから相談があつて是非これをもう取り上げてくれということで連絡を受けたのでそれについても質問させていただきました。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	④原告が運営するイベントにおいて、女子高校生が、4～5名から風俗勧誘を受けた事実 ⑤性風俗店の求人を行っている業者が、原告のイベントのメインスポンサーであるという事実	④原告が主催するイベントにおいて、未成年の参加者複数名が風俗勧誘を受けたこと ⑤被告Aが、被害者の親から④の問題を取り上げてほしいとの連絡を受けたこと
社会的評価の低下	原告のイベントはメインスポンサーが性風俗産業への求人募集を行う会社であつて、性風俗産業と結びついた不健全なイベントであり、原告がイベント会場内で性風俗産業への勧誘を行っているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	イベントの主催者とスポンサーは別人格であり、スポンサーであることをもって、イベントの主催者と同一であると見做されたり、主催者の意思決定を拘束するような関係性までを基礎づけることはない。スポンサーに関する事実の摘示をもって、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
違法性阻却事由等	同ミュージックサーカスは泉南市からの公金が支出されているイベントではなく、原告を狙い撃ちするためのものであり、公益目的はない。 発言の根拠は電話相談であるところ、相談内容も漠然として抽象的であり、被告Aも本人に直接確認したり、事実調査もしていない。その後泉南市の調査結果(乙1)として事実の確認ができなかったとの報告があつたにもかかわらず、独自の調査をしていない。そもそも、M求人は求人サイトであつて、特定の性風俗店に紹介、あっせんを行うものではない。よって、真実性、真実相当性は認められない。	泉南市が公金を支出したイベントにおいて、法令上従事することが禁止されている属性の者に対する違法かつ不適切な勧誘が行われたことを窺わせるものであり、公共性、公益性が認められる。 被告Aは、実際に同イベントに参加し、風俗勧誘を受けた人物の親から上記事実があつたとの相談を受け(乙19)、やりとりを行ったこと、泉南市も一時的に対応に乗り出していたこと、被告Aが市議会で行った本件に関する一般質問に対する市長の回答(乙33)からすれば、真実性もしくは真実相当性が認められる。

令和6年（ワ）第975号 損害賠償請求事件		
発言⑪		
「ただ、それがほんまに市民のためになってんのみたいなイベントばかりをやってるんですよ。なんかいきいきダンス教室みたいななんか200万使って、たった2回のダンス教室を開いてるみたいなね、インストラクター1人に対してお客さんが来てそれを真似して踊るみたいなやつなんですけど、しかも外でやってるので。別に場所代とかもかかってないですね。そこで1回1回100万円って、何なんみたいなのか。こう、この間もミュージックサーカスが終わった後にですね、泉州夢花火という花火大会が泉南ロングパークで行われたんですけども。この夢花火をやってるのもEなんですね。一般社団法人って別の会社名作ってるんですけども、これもEのと同じ会社です、はい。ということでこの花火大会は令和2年から令和4年の3年間は泉南市が1700万円毎年毎年予算つけてたんですけども、この3年間のはなぜか全部花火大会が中止になっております。コロナの関係もあるけどコロナ終わってからも去年とか全然できたと思うんですよ、去年花火大会いっぱいやってたし。他の自治体とかでは。にもかかわらず中止になって、で中止になったんたらその1700万円を返金すればいいと思うんですけど。返金せずにですね、また全然違う別の事業に毎年毎年使われてるっていう謎のね、仕掛けとかからくりとかそういう風になってまして。私は不信感をずっとね、抱いてたっていう感じなんですね。でまた、そのね、1700万円の使い道が有意義なものであればここまで指摘はしなかったんですけども、何それっていうような使われ方をしてたんですね。4回に分けて10分間の花火をするみたいな。1回1回10分間の花火425万使われてるみたいなね、そのしかも真冬にやるんですよ、まだ冬、夏やったらいいと思うんですけども、お客さんの苦しい真冬のね、12月とか3月とかなんか2月とかなんかクッソ寒い時に誰が10分の花火見るために海に行くんやみたいな感じで市民でさえも寒すぎてそんなたった10分の花見なんか見たくもないよみたいな感じで市民ですらそのレベルなのに他のね、遠いところから誰が来んのって話なんですよ、はい。そういった事業であつたりとかね。その代替えの事業として花火の代替事業として行われてるのが謎解きイベント295万3500円とかね。謎解きイベントって何みたいな。光と光の花火細工876万2500円とか広告費で128万円、SNS広告3万円、サプライズ花火26万4000円。これ警備費か、警備費だけでか、まあそういうので1700万円を使い切ってるみたいな感じなんですよ。実際花火をするっていうので交付金が出てるわけですから花火せえへんのであれば交付金を返すべきだと思うんですけども。それに関してもせずに毎回毎年この3年連続でよくわからない事業に公金が使われたと。しかもこのホームページの費用ですね、ホームページの費用とかも全部泉南市のこの交付金で使われてるんですけども。ホームページ今調べてスマホで見てる人はパソコン開いてもらって泉州夢花火のホームページ見てもらったらですね、いいと思うんですけども、このホームページもこの交付金で作られてると。にもかかわらず今年度は今年度の花火なんかをE10周年とかバリバリね、Eの宣伝をしてるわけですね。今年度に限っては予算は出てないにしてもその社団法人の立ち上げからずっと泉南市お金を出してるわけでこれが特定企業の収益事業になってないっていうのはなかなか難しいんちゃうかなって思ってます。」		
	原告の主張	被告Aの主張
摘 示 事 実	原告が、交付された交付金のうち、2回のダンス教室に200万円を支出したほか、花火大会のための交付金を、花火大会が中止になったにもかかわらず返還せず、真冬に10分間の花火をするために425万円を支出したり、謎解きイベントなどの代替事業や原告のホームページ作成費用に使用した事実	③原告が主催したイベントでかつ泉南市が公金を支出したものの具体的内容及びその実効性・意義が不明であるとの事実 ④原告の主催したイベントが原告にとって収益事業となっている事実
社 会 的 評 価 の 低 下	被告Aは交付金の使途やイベントの表面的な内容しか明らかにしておらず、来場者数、経済効果などの情報には一切触れずに端から無意味な事業であると決めつけており、一般人をして、公金支出の妥当性の検証とは受け取らない。原告に交付された交付金が、地元のために適切に使われておらず、無駄な事業に使われ、それによって原告が利益を得ているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	④原告が主催したイベントにおける、泉南市が支出した資金の具体的な使途について言及するものであるが、使途についての公開が禁止されているものでもなく、公金である以上その支出の妥当性については常に検証の対象となることは当然であり、原告の社会的評価を低下させるものではない。 ④原告の社会的評価を低下させる事実の摘示ではない。
違 法 性 阻 却 事 由 等	交付金の使途に関する検証ではなく、原告を狙い撃ちにしたものであり、公益目的がない。 イベントの来場者数や経済効果には一切の言及がなく、これらについての裏付けはないほか、交付金が無駄に使われているという点についての裏付けはなく、真実性、真実相当性はない。	公金である以上、すでになされた支出の妥当性については検証の対象であり、また、包括外部監査の報告書においても疑義が呈されている事項であることからすれば、公共性、公益性が認められる。 被告Aは、原告代表者が代表理事を務める「一般社団法人K」自身が作成した収支報告書に記載された内容に準拠したものであり、真実性、真実相当性が認められる。

「E社の代表の方がですね、Facebookに泉南市に引き続き大阪市とも指定管理を結びましたっていう、締結しましたみたいな内容を、SNSにFacebookにあげてるんですね。で、実際泉南市とEは指定管理業務って指定管理者制度っていうのを結んでおりません、はい。」

「大阪市の方にも確認しまして大阪市とE指定管理業務を結んでいるか確認ちょっとこれ大阪市もなんとしていなかったんですね。」

これは事実ではないんです、はい。事実ではないことをトップの代表である社長がFacebookに書き込んでですね、こんな誤解を招くようなことをしていいのかということを追及しまして。しかもですね、今現在もこの投稿というのは消されておられません。なんでやねんって話で、大阪市も泉南市もなぜ黙認しているんだと、事実ではないことを会社のE社の社長がSNSに書いてるんやから。こんなんさ、普通に考えてさ、コンプラ的にアウトやろっていうところで他の自治体にもさこういう泉南市と大阪市とこういう指定管理業務結んでますみたいなことを言って仕事を取ってこれるわけなんで。そんなんしてる会社普通にダメじゃないですか。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告代表者が、原告が泉南市及び大阪市から指定管理者の指定を受けていないのにもかかわらず、指定管理者の指定を受けたという事実と異なる内容を原告代表者名義のFacebookに投稿し、原告がこれによって仕事を獲得しているという事実	原告が、泉南市に続いて大阪市とも指定管理を結んだという点をSNSに投稿しているが、その内容が虚偽であるという事実
社会的評価の低下	「指定管理者制度」と「イベント指定管理契約」を混同させ、原告代表者が、虚偽の事実を記載し、原告がそれによって宣伝・営業活動を行っているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる	一般の視聴者は、指定管理者と、原告が実際に投稿した、大阪文化会館とのホールイベント指定管理契約との差異を正確に理解できるとはいいい難く、あえて事実と反する告知をして宣伝活動を行っているとして理解される余地もないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。
違法性阻却事由等	大阪市といかなる契約を締結しようが、虚偽の事実で営業活動をしていようが、泉南市と適切な契約を締結していれば泉南市や市民に不利益が生じることはなく、公益目的はない。 被告Aは、原告代表者に直接確認することをせずに、勝手に指定管理者制度とイベント指定管理契約を同一のものと思い込んで発言している。被告Aが地方議会議員であることを踏まえても真実性、真実相当性は認められない。	特定の地方公共団体がどの私企業を指定管理者として指定しているかの事情は公共性があるし、その点についてSNS上の表現行為について真偽を確認し、批評を加えることは公益目的がある。 表現自体が非常に似つかわしく（「指定管理者」と「指定管理」の「契約」）、両者の正確な法律上の位置付け、権利内容、優劣関係等が明らかになるようなものではない（被告Aも理解していなかった）から、同一のものと解することについて真実相当性が認められる。

「ぼったくりみたいな女の子を結構クラブみたいな感じでクラブおってもなんかフロアの女の子をボーイが呼んできてVIP席に招待してみたいなってよくあることなんですけれども、そんな感じで会場内にいる女の子をボーイか誰かがVIP席につけるみたいながあるんですね。で、VIP席についた女の子が勝手にシャンパンとかをバコバコ開けてでお会計が100何万みたいなこともあったっていう今年ね、話も聞きました。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が運営するイベントにおいて、男性客が購入したVIP席にアテンドされた女性が、無断でシャンパンを注文して、会計が100万円を超えたという事実	原告が主催するイベントに参加した女性が、VIP席という特定の場所に連れてこられ、会計をする者の同意なしに勝手に酒類を注文し、会計をする者にその対価を負担させたという事実
社会的評価の低下	原告が、高額な席を購入した来場者に対して、女性を利用して、法外な料金を請求したという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	原告によってVIP席に女性を連れてこられたとは明言してない上、原告が主催するイベントに参加していた女性が一般常識に照らして妥当とはいえない言動をしていたとしても、それは、あくまでその女性が非難されるだけであるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。
違法性阻却事由等	趣旨不明であり、公益目的はない。 被告Aは、SNSを通じて連絡を受けたにすぎず、かつ、送信者自身も直接関係のない者である。それにもかかわらず、被告Aは本人に聞き取りをするなどの調査を行った形跡はなく、真実相当性は認められない。	泉南市が管理する施設におけるミュージックサーカスというイベントにおいて行われたものであるから、公共性、公益性がある。 被告Aは、実際に同事実に関して友人から、LINEを通じて報告、相談を受けており、少なくとも真実相当性が認められる。

「維新との繋がりとかもですね、調べれば調べるほどいろいろな不可解な点がね、たくさん出てきた」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告と大阪維新の会との関係に不可解な点が多くあるという事実	原告と大阪維新の会との間につながりがあるという事実
社会的評価の低下	原告が、泉南市のイベントを独占している背景に大阪維新の会に便宜を図ってもらっているという事情があるとの印象を与え、不適切な関係にあるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	原告が、特定の国政政党と良好な関係性にあるということを端的に示したにすぎない。不可解という表現も、原告と大阪維新の会との特に密接な関係を表現したにすぎないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。
違法性阻却事由等	乙14、21、甲11を見ても原告が大阪維新の会から便宜を図ってもらう関係は窺われず、乙24も関係のない内容であることからすれば、真実性、真実相当性は認められない。	公共性、公益性に関する主張は発言①と同様である。泉南市による地方創生推進交付金のうち相当な割合が原告に支出されていることからすれば、発言のうち、重要な部分について真実である。 また、大阪維新の会のタウンミーティングが、原告の設立10周年特別記念講演と同日、同場所で開催されており(乙23)、大阪維新の会の議員または議員候補者による選挙演説が原告運営施設において行われていたこと(乙21、22)からすれば、発言の重要な部分について、真実または真実相当性がある。

令和6年（ワ）第975号 損害賠償請求事件		
発言⑮		
「なのでわざわざ中国企業にお金を出してイベント泉南市やって盛り上げるっていう必要性は今私はないと思っています。」		
	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が中国企業であり、原告に税金を支出する必要はないという事実	泉南市において、中国企業に公金を支出してイベントを開催する必要性がないという事実
社会的評価の低下	一般人は、原告が中国企業であって、原告に交付された公金が、地元のために使われず、国外に流出する、結果として税金の無駄になるという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	原告が中国企業であるということをもって、原告の社会的評価を低下させるとはいえない。 被告Aは、泉南市議会議員として、泉南市に対して、公金支出の妥当性を指摘しているにすぎず、この発言をもって、公金の支出先である原告の社会的評価を低下させるとはいえない。
違法性阻却事由等	真実性、真実相当性は認められない。	原告に対して多額の泉南市の公金が支出されていること（乙1）、原告のグループ役員一覧（乙12）の属性、乙8、原告が行った事業（乙13）からすれば、意見、論評の前提となる事実について真実性が認められる。

「今の段階ではEにお金投げて丸投げしてやってもらってで別に市内の事業者が入るわけでもなければ店を出すわけでもないわけですね。ただ単にEにお金流れました数人ボツボツボツってお客さん来てます、終わり、みたいな感じなんで、何にも潤わないんです。

市内が、経済が回らないそんなイベントを続けてる意味が私には理解ができないっていう感じですねっていう感じで、で、まあE社のホームページ見てもらったらこう一目瞭然なんですけれども、今ちょっと見ていただいているのかホームページを。スマホを持ってる方は見てもらったらですねイベントプロデュースっていうところとか見てももらったら、ミュージックサーカス、泉州夏祭り、泉州光と大人の花火で全部これ泉南でやってるイベントなんです。で、こう今までの過去のイベント情報とか見てもですね、もう3つに1つぐらいが泉南市のイベントやんみたいな感じで。ホームページを見ただけでも特定企業の収益事業になってるっていう事は明らかなんですけれどもみたいな話で。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告に交付された交付金が地元のために使われておらず、原告の収益事業となっているという事実	④原告が主催したイベントに公金が支出されているという事実 ⑤上記④のイベントを開催しても泉南市の経済が回らないという事実 ⑥原告の主催するイベントが原告の収益事業となっているという事実
社会的評価の低下	被告Aの発言全体を見れば、公金の支出を受けている事業者が収益を上げることは悪いことであると主張している。この中で同発言を見れば、税金が、市民のためではなく、原告のためだけに使われているとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	④⑤泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。 ⑥この事実をもって、原告の社会的評価を低下させるものとは言えない。
違法性阻却事由等	原告を泉南市の事業から排除しようとする目的でされたもので、公益目的はない。 公金が交付された原告のイベントの経済効果についての客観的な根拠に基づく検討がされておらず、原告に交付された交付金が泉南市のために使われていないことについて真実性、真実相当性は認められない。原告の収益となっているかどうかは、事業の経済効果や経費等の支出面も加味して検討すべきであり、公金の返金がないというだけで収益事業というのはものではなく、真実性、真実相当性は認められない。	泉南市の公金支出の妥当性に関する問題意識からの発言であるから、公共性、公益性が認められる。 泉南市による地方創生推進交付金のうち相当な割合が原告に対して支出されていること、外部監査の結果、原告が収益事業を行っていることが明らかにされた(乙4)のだから、真実性もしくは真実相当性が認められる。

令和6年（ワ）第975号 損害賠償請求事件		
発言⑱		
「4年間で1億4000万円以上の国民の血税が特定の1社に流れイベントが開催されています。無料でイベントが出来るわけがありません。国民の税金です！！」		
	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	4年間で1億4000万円以上の税金が原告に使われたという事実	泉南市が、特定の1社に対して多額の公金を支出しているという事実
社会的評価の低下	一般読者は、国民が必死で納めた税金が、地元のために使われず原告のために使われ、原告が税金で利益を得ているという印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。
違法性阻却事由等	税金が原告のために使われ、地元のために使われていない事実について主張、立証はない。	泉南市の公金支出の妥当性に関する問題意識から出た発言であり、公共性、公益性が認められる。 原告は泉南市から、令和2年から令和5年までの4年間で約1億4000万円の公金の支払いを受けていること（乙1）からすれば、真実性は認められる。

①「みんな当たり前のようにゴミをぽんぽんぽんぽん岩と岩の隙間に入れていたということに大変驚きました。誰もこう躊躇がないといいますか、こういつもやっている作業かのようにですね、こう慣れた様子でゴミをこう捨てているという様子に大変驚きましたね。はい。
で、この業者がですね、なんと主催の会社は皆さんお馴染みのEという会社ですね。聞いたことあると思うんですけども、Bの事件がついこの間夏フェスの時にね、あったと思うんですけども、実はこの事件が発覚したのが、Bの事件が8月13日やったんですけど、これ8月26日、27日ということで、翌週ですね、B事件の2週間後にまたこういった事件を同じ会社が起こしていると、いう点に是非ご注目いただきたいんですけども。」
②「市民から通報をうけまして現場に調査しに来たら市民の言うとおり、Eによる不法投棄がたくさん散見されております。」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が、不法投棄をしたという事実	①原告の主催するイベントにおいて、ゴミを捨ててはいけない場所に捨てたという事件が発生したこと ②市民から通報等に基づき、原告による不法投棄であると伝えていること
社会的評価の低下	動画の中で、原告が不法投棄を行ったと断定しており、原告が、原告の従業員が逮捕されたり、最大3億円もの罰金を科されたりすることによって原告の事業が立ち行かなくなるような、重大な犯罪を犯したとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	これらの事実の摘示によっても、誰が不法投棄を行ったのかは明らかにされておらず、原告が刑事責任を負うような犯罪行為をしているという印象まで与えるではない。原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。
違法性阻却事由等	被告Aは、土嚢の撤去をしている者に直接確認することが容易であったにもかかわらずそれをしておらず、被告Aが根拠としている資料はいずれも主催者として管理が不十分であったことを示すのみであり、不法投棄をした事実について真実性、真実相当性は認められない。	被告Aは、実際に不法投棄がされた現場に赴いている。原告は、不法投棄が発生した原因となるイベントの主催者であり、当該イベントにおいて法令違反行為が行われないよう、自らの従業員や再委託先を監視監督する義務がある。仮に不法投棄を行ったのが再委託先だったとしても、監視監督を怠ったのであれば、消極的には不法投棄を引き起こしたものといえる。 被告Aは、この件について、泉南市議会において質問をし、泉南市の成長戦略室長からの回答を得ることによって調査を行っており(乙34)、その他報道内容(乙9)や問題発生後の事業者(原告代表者が代表者を務める法人)の対応(乙35)を踏まえても真実相当性が認められる。

令和6年(ワ)第975号 損害賠償請求事件

発言⑱

「そしてちょっとここから時系列で話していきたいんですが、まず8月26日に花火が行われて27日に不法投棄が発覚したということなんですが、その後すぐに通報されたわけではありません。で、この市民の方も警察に通報するか迷ったそうなんですけれども、やはりB事件もあってEを調べてみたところ結構こわい会社ということが明らかになりまして」

	原告の主張	被告Aの主張
		被告Aによる意見・論評である。
摘示事実	原告が、自らについてされた通報に対して、通報者に報復を行う会社であるとの事実	④原告が主催するイベントで不法投棄が発生したという事実 ⑤市民が、上記④の件を警察にすぐに通報しなかったという事実
社会的評価の低下	原告が、警察に通報されたことを知ると、報復として、通報者の身に危険を感じさせるような暴力行為を行う会社であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	発言⑱は、不法投棄の事実を現認した市民の原告に対する発言を引用したものである。発言⑱の表現をもって、原告の社会的評価を低下させるとはいえない。
違法性阻却事由等	Jに関する事件は残虐な事件ではなく、傷害致死事件で執行猶予にもなっているものである。そして、原告主催のイベントにおける性風俗店への勧誘についても、十分な裏付けは取れていない。このことからすれば、真実相当性は認められない。 そもそも、原告が通報によって報復を行う会社であることについての裏付けはなく、真実性、真実相当性は認められない。	泉南市内の公の施設内で発生したごみの投棄事件について言及する中で派生して生じた話であるから公共性、公益性が認められる。 原告の子会社である株式会社Jの社員2名が、令和元年12月27日、第三者に暴行を加えて死亡させたという事件報道がされていること(乙18)、原告主催の泉南市のイベントにおいて、未成年に対する風俗店への勧誘が行われた疑いがあること(乙17から19)からすれば、そのような感想を抱いたとしても不自然ではなく、真実相当性が認められる。

「例えば撤去しなかった場合は袋が自然に戻らないビニールの場合は、廃棄物処理および清掃に関する法律に抵触する可能性がある、ということで、その場合は刑事告発の可能性があると、で撤去した場合は顛末書や誓約書の提出で終了するということを港湾局からEの方に言っていたと。で、片付けなかった場合は廃棄物処理の処理および、廃棄物の処理および清掃に関する法律の抵触にあたる可能性があるということで海岸上、海岸法上管理に支障があるという判断もあり得るという。で、その場合は海岸使用の、今後海岸使用の許可を下ろさないとか そういったことを港湾局は考えていたと、でEの方も港湾局の方にLを訴えるかもしれないとか、ということも言っていたという報告を受けております。はい。

で結局ですね、片付けられてしまっ、片付けられてしまったという言い方はおかしいですけど、片付けられたらもう一切法に問われないという状態に今なってしまっているんですけども、」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	原告が、刑事告発の可能性のある廃掃法や海岸法に抵触する行為をしたという事実	被告Aが、土嚢等の不法投棄が法令に違反する可能性があること、撤去した場合には顛末書や誓約書の提出で終了する、撤去しなかった場合は今後海岸使用の許可をしない可能性もあるという大阪市大阪港湾局の見解を紹介したという事実
社会的評価の低下	前後の発言内容を踏まえれば、原告が、不法投棄を行い、犯罪を起こした張本人であり、刑事告発をされるような法律違反を犯したとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	不法投棄は法律に抵触する可能性があること、その場合には刑事告訴の可能性があると、海岸使用の許可をしない可能性があること等述べたのみであり、大阪市大阪港湾局が、原告による不法投棄の事実を認めた旨の発言をしているわけではなく、原告の社会的評価を低下させるとはいえない。
違法性阻却事由等	真実性、真実相当性は認められない。	被告Aは、実際に不法投棄がされた現場に赴いている。そのうえ、報道内容(乙9)、泉南市の成長戦略室長室の地方議会での発言(乙34)、主催者から再発防止の誓約書が提出されたこと(乙35)からすれば、不法投棄事件が発生したことは認められる。 原告は、不法投棄が発生した原因となるイベントの主催者であり、当該イベントにおいて法令違反行為が行われないよう、自らの従業員や再委託先を監視監督する義務がある。仮に不法投棄を行なったのが再委託先だったとしても、監視監督を怠ったのであれば、消極的には不法投棄を引き起こしたものといえる。 また、被告Aは、大阪市港湾局とのやりとりの内容を伝えるものである。よって真実相当性が認められる。

「今まで公金で行われていた事業だ、でしたので、支払われていましたので、この会社にはですね。で、今現在もEには国からの予算がたくさん今年度もついているといった状態ですので、これですね、B事件に続きましてこんなことが起きてるよと。で、ミュージックサーカスにおいても未成年に対して風俗勧誘が行われていたりだとか様々なですね、問題がある企業ということは皆さんも行政の方も共通認識であるということですので」

	原告の主張	被告Aの主張
摘示事実	B氏に関する事件や、ミュージックサーカスにおける未成年に対する風俗勧誘のほかにも原告が多数問題を引き起こしており、その結果、行政機関が原告を問題がある企業であると認識しているという事実	④泉南市が、原告の主催するイベントに対し多額の公金を支出しているという事実 ⑤原告が主催するイベントにおいて、未成年の参加者複数名が風俗勧誘を受けたという事実
社会的評価の低下	原告が問題のある企業であって、行政機関から信頼されていない会社であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。	④泉南市の公金を支出するか否かの権限を有するのは泉南市議会であって原告ではないこと、泉南市の公金が、泉南市の市民にとって有用な使い方をされなければならないのは当然であること、一見して原告と泉南市民との関係性が認め難いことという前提事実を踏まえれば、むしろ、泉南市における公金支出の妥当性は担保されているのかという印象を与えるのであって、仮に社会的評価を低下させ得るとするのであれば、それは泉南市（または泉南市議会）に対してのものである。 ⑤イベントの主催者とスポンサーは別人格であり、スポンサーであることをもって、イベントの主催者と同一であると見做されたり、主催者の意思決定を拘束するような関係性までを基礎づけることはない。スポンサーに関する事実の摘示をもって、原告の社会的評価を低下させることにはならない。
違法性阻却事由等	真実性、真実相当性は認められない。	ミュージックサーカスというイベントが泉南市で行われ、泉南市が後援しているイベントであることから、公共性、公益性が認められる。 不法投棄及び風俗勧誘については被告Aが関係者から聞いたり、実際に確認している事情等から発言したものであり、真実相当性が認められる。 また、B事件については乙36から真実相当性が認められる。